

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 岡山県苫田郡鏡野町 個人

乙 岡山県美作市 企業

丙 岡山県津山市 個人

丁 岡山県津山市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金114,822円を甲に、1,083,995円を乙に、150,590円を丙に、310,000円を丁にそれぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年2月5日

(2) 事故発生場所

東伯郡三朝町大字木地山地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般国道179号をそれぞれ小型乗用自動車、小型貨物自動車及び普通貨物自動車で行中、トンネル上部から垂れ下がっていたラジオ放送用ケーブルに衝突し、それぞれの車両が破損したものである。